

平成30年度 大阪府中小企業等外国出願支援事業募集要項

本事業は、経済産業省中小企業知的財産活動支援事業補助金交付要綱・要領に基づき実施しています。

※経済産業省中小企業知的財産活動支援事業補助金交付要綱・要領の詳細は、HPをご覧ください。

大阪府中小企業等外国出願支援事業募集要項

1 受付期間 平成30年5月17日（木）～6月6日（水） 【土日を除く。9時30分～17時】

2 助成金額と補助率

(1) 補助率 助成対象経費の2分の1以内

(2) 1企業あたりの上限額 300万円（複数案件の場合）

(3) 案件ごとの上限額

①特許出願 150万円

②実用新案登録出願・意匠登録出願・商標登録出願 60万円

③冒認対策商標 30万円

※予算の範囲内で配分するため、助成金の額は上記金額より減額される場合がある。

3 助成対象者について（すべてに該当する中小企業等が要件）

(1) 大阪府内に本社を持つ中小企業者等

(2) 外国を含め知的財産を戦略的に活用し、経営の向上を目指す意欲があること

(3) 次のいずれかに該当する中小企業者等であること

(ア) 助成を希望する出願に関し、外国で権利が成立した場合等に、当該権利を活用した事業展開を計画している中小企業者等

(イ) 助成を希望する商標登録出願に関し、外国における冒認出願対策の意思を有している中小企業者等

※中小企業者等とは、中小企業支援法第2条第1項第1号から第3号に規定する中小企業者、それらの中小企業者で構成されるグループ（構成員のうち、中小企業者が3分の2以上を占め、中小企業者の利益となる事業を営む者）をいう。ただし、商標法（昭和34年4月13日法律第127号）第7条の2に規定する地域団体商標に係る外国特許庁等への商標出願については、地域団体商標の登録を受けることができる者のうち、事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合、商工会、商工会議所及び特定非営利活動促進法（平成10年3月25日法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という。）をいう。

4 対象出願要件（すべてに該当することが要件）

(1) 外国へ出願を予定している特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願、または商標登録出願

(2) 応募時点において助成対象に関わる出願を日本国特許庁に済ませていること

(3) 先行技術調査等からみて外国での権利取得の可能性が明らかに否定されないと判断される出願

(4) 平成30年12月31日までに外国特許庁への出願または指定国への国内移行が完了できるもの

(5) 補助金の交付を受ける外国特許庁への出願と外国特許庁への出願の基礎となる国内出願の出願人名義が同

一である中小企業者等

- (6) 中小企業知的財産活動支援事業費補助金実施要領（中小企業等外国出願支援事業）（20180320 特第2号）その他当財団が別に定める必要な事項に基づく中小企業者等から当財団への書類提出について、外国特許庁への出願業務を依頼する国内弁理士等（以下「選任代理人」という。）の協力が得られる中小企業者等又は自ら同業務を現地代理人に直接依頼する場合等において同等の書類を提出できる中小企業者等
- (7) 国及び当財団が行う補助事業完了後の5年間の状況調査（フォローアップ調査、ヒアリング等）に対し、積極的に協力する中小企業者等
- (8) 外国特許庁への出願にあたっては、審査請求が必要なものについては、各国の特許庁が定める期日までに必ず審査請求を行うこと。また、中間応答の必要が生じたものについては、応答すること。ただし、やむを得ない理由により中間応答をせず拒絶査定に至った場合は、その理由を事情説明書等で報告することとする。
- (9) 1企業につき、当事業に申請できるのは、1出願分類あたり2案件、複数分類にわたる場合は最大3案件まで

※具体的には次の出願が対象である。（要領第4条第1項（1）より抜粋）

申請書提出時点において、

- (1) 既に日本国特許庁に行っている出願（特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律（昭和53年法律第30号）第2条に規定する国際出願（以下「PCT国際出願」という。）を含む。以下「外国特許庁への出願の基礎となる国内出願」という。）であって、次のいずれかに該当する方法により、外国特許庁等へ同一内容の出願（以下「外国特許庁への出願」という。）を行う予定の中小企業者等。
 - (ア) パリ条約（1900年12月14日にブラッセルで、1911年6月2日にワシントンで、1925年11月6日にハーグで、1934年6月2日にロンドンで、1958年10月31日にリスボンで及び1967年7月14日にストックホルムで改正され、並びに1979年9月28日に修正された工業所有権の保護に関する1883年3月20日のパリ条約をいう。以下同じ。）等に基づき、同条約第4条の規定による優先権を主張して外国特許庁への出願を行う方法（ただし、商標登録出願の場合には、優先権を主張することを要しない。）
 - (イ) 1970年6月19日にワシントンで作成された特許協力条約（以下「特許協力条約」という。）に基づき、外国特許庁への出願を行う方法（PCT国際出願を同国の国内段階に移行する方法）（ダイレクトPCT出願の場合、PCT国際出願時に日本国を指定締約国に含み、国内移行する案件に限る。）
 - (ウ) 意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定（以下「ハーグ協定」という。）に基づき、外国特許庁への出願を行う方法（この場合、「既に日本国特許庁に行っている出願」には、ハーグ協定に基づく国際出願時に日本国を指定締約国とするものを含む。）
 - (エ) 標章の国際登録に関するマドリッド協定の1989年6月27日にマドリッドで採択された議定書（以下「マドリッド協定議定書」という。）に基づき、外国特許庁への出願を行う方法

5 助成対象となる費用(外国特許庁への出願時に要した費用)

- (1) 外国特許庁への出願手数料(外国特許庁への出願に要する経費)
- (2) 現地代理人費用(外国特許庁に出願するための現地代理人に要する経費)
- (3) 国内代理人費用(外国特許庁に出願するための国内代理人に要する経費)
- (4) 翻訳費用(外国特許庁に出願するための翻訳に要する経費)

※出願と同時に審査請求料を支払う場合には審査請求料も対象となる

※平成 30 年 12 月 31 日までに外国特許庁への出願または指定国への国内移行が完了するものに限る。

※日本国内における消費税及び地方消費税は助成対象外。

※共同出願の場合は、出願に要する中小企業の持分比率に応じた費用のみが対象となる。

6 助成対象とならない費用 ※日本国特許庁への出願に要する経費。

- (1) 国内出願に要する経費
- (2) 先行技術調査に係る費用
- (3) PCT 出願費用(国際出願手数料、国際調査手数料、送付手数料、優先権証明願、予備審査手数料、日本国特許庁への国内移行手数料等)
- (4) マドリッド協定議定書に基づく国際商標登録出願の本国官庁・日本国特許庁へ支払う費用及び登録料
- (5) ハーグ協定に基づく国際意匠登録出願に要する送付手数料及び日本国を指定締約国とするために支払う個別手数料
- (6) 上記に係る代理人に要する経費

7. 申請に必要な書類

(1) 必要書類

- ①平成 30 年度中小企業知的財産活動支援事業費補助金（中小企業等外国出願支援事業）間接補助金交付申請書【様式第 1-1 又は様式第 1-2】
- ②協力承諾書（選任弁理士に依頼する場合）【様式第 1-1 の別紙第 1 又は様式第 1-2 の別紙第 1】
- ③申請書に添付する書類

法人	<ol style="list-style-type: none">1. 登記簿謄本等の写し2. 会社の事業概要（注 1）3. 役員等名簿（注 2）4. 直近 2 期分の決算書（貸借対照表、損益計算書、製造原価報告書、株主資本等変動計算書、販売費及び一般管理費の明細）の写し等5. 外国特許庁への出願の基礎となる国内出願にかかる出願書類 （PCT 国際出願の場合は、PCT 国際出願の出願書類、国際報告書、見解書、日本を指定締約国としたハーグ協定に基づく国際登録を外国特許庁への出願の基礎となる国内出願とする場合には、当該国際登録に係る国際事務局発行の「国際登録証明書」（INTERNATIONAL REGISTRATION CERTIFICATE））6. 外国特許庁への出願に要する経費が確認できる見積書等（写しも可）（注 3）7. 外国特許庁への出願に要する経費に関する資金計画（自己資金・借入金等）8. 先行技術調査等の結果（注 4）9. 外国特許庁への出願が共同出願の場合は持分割合及び費用負担割合の明記がある契約書等の写し10. その他公益財団法人大阪産業振興機構理事長が必要とする書類
----	---

個人事業者	<ol style="list-style-type: none"> 1. 住民票（マイナンバーの記載がないもの）の写し 2. 事業者の概要（注1） 3. 役員等名簿（注2） 4. 直近2年分の確定申告書の控え等 5. 外国特許庁への出願の基礎となる国内出願にかかる出願書類 （PCT国際出願の場合は、PCT国際出願の出願書類、国際報告書、見解書、日本を指定締約国としたハーグ協定に基づく国際登録を外国特許庁への出願の基礎となる国内出願とする場合には、当該国際登録に係る国際事務局発行の「国際登録証明書」（INTERNATIONAL REGISTRATION CERTIFICATE）） 6. 外国特許庁への出願に要する経費が確認できる見積書等（写しも可）（注3） 7. 外国特許庁への出願に要する経費に関する資金計画（自己資金・借入金等） 8. 先行技術調査等の結果（注4） 9. 外国特許庁への出願が共同出願の場合は持分割合及び費用負担割合の明記がある契約書等の写し 10. その他公益財団法人大阪産業振興機構理事長が必要とする書類
事業協同組合等	<ol style="list-style-type: none"> 1. 定款 2. 役員等名簿（注2） 3. 組合員名簿 4. 直近2年間の決算関係書類の写し（認可庁等に報告しているもの） 5. 外国特許庁への出願の基礎となる国内出願にかかる出願書類 （PCT国際出願の場合は、PCT国際出願の出願書類、国際報告書、見解書、日本を指定締約国としたハーグ協定に基づく国際登録を外国特許庁への出願の基礎となる国内出願とする場合には、当該国際登録に係る国際事務局発行の「国際登録証明書」（INTERNATIONAL REGISTRATION CERTIFICATE）） 6. 外国特許庁への出願に要する経費が確認できる見積書等（写しも可）（注3） 7. 外国特許庁への出願に要する経費に関する資金計画（自己資金・借入金等） 8. 先行技術調査等の結果（注4） 9. 外国特許庁への出願が共同出願の場合は持分割合及び費用負担割合の明記がある契約書等の写し 10. その他公益財団法人大阪産業振興機構理事長が必要とする書類
商工会・商工会議	<ol style="list-style-type: none"> 1. 登記簿謄本等の写し 2. 役員等名簿（注2） 3. 直近2年間の決算関係書類の写し 4. 外国特許庁への出願の基礎となる国内出願にかかる出願書類 5. 外国特許庁への出願に要する経費が確認できる見積書等（写しも可）（注3） 6. 外国特許庁への出願に要する経費に関する資金計画（自己資金・借入金等） 7. 先行技術調査等の結果（注4） 8. 外国特許庁への出願が共同出願の場合は持分割合及び費用負担割合の明記がある契約書等の写し

所	し 9. その他公益財団法人大阪産業振興機構理事長が必要とする書類
N P O 法 人	1. 登記簿謄本等の写し 2. 役員等名簿（注2） 3. 直近2期分の決算書（貸借対照表及び損益計算書）の写し等 4. 外国特許庁への出願の基礎となる国内出願にかかる出願書類 5. 外国特許庁への出願に要する経費が確認できる見積書等（写しも可）（注3） 6. 外国特許庁への出願に要する経費に関する資金計画（自己資金・借入金等） 7. 先行技術調査等の結果（注4） 8. 外国特許庁への出願が共同出願の場合は持分割合及び費用負担割合の明記がある契約書等の写し 9. その他公益財団法人大阪産業振興機構理事長が必要とする書類

（注1）法人における「会社の事業概要」及び個人事業者における「事業者の概要」については、それぞれ事業概要が明記されているパンフレットによる代用が可能。

（注2）「役員等名簿」については、別添を参考に、法人である場合は役員、個人事業者である場合はその者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者について記載する。

（注3）「見積書等（写しも可）」については、現地代理人費用の支出予定先の明記が必要（翻訳費用等についても、国内代理人が他者に依頼する場合は、支出予定先を明記）。また、交付申請書の「8. 間接補助金交付申請額（内訳）」における経費区分ごと及び出願国ごとの計算過程及び助成対象経費か否か分かるように記載すること。

（注4）「先行技術調査等の結果」については、調査結果のみならず、調査種類、調査対象範囲、調査実施者等も記載する。なお、J-PlatPat（特許情報プラットフォーム）による検索結果の写し、PCT国際出願に関する国際調査報告書の写し、国内出願がすでに登録査定となっている場合は特許査定通知等の写し（商標登録出願の場合は除く）による代用が可能。

（2）必要部数

(A) 「7. 申請に必要な書類」の「(1) 必要書類」①、②、③の書類（正1部）

(B) (A) の複写（1部）

(C) 「7. 申請に必要な書類」の「(1) 必要書類」①および③の1、2、5、8（事業協同組合の場合は1、5、8）（商工会・商工会議所およびNPO法人の場合は1、4、7）の書類の複写（2部）

(D) 「7. 申請に必要な書類」の「(1) 必要書類」①および③の1、2、4、7（事業協同組合の場合は1、4、7）（商工会・商工会議所およびNPO法人の場合は1、3、6）の書類の複写（1部）

(E) 「7. 申請に必要な書類」の「(1) 必要書類」①および③の1、2、8（事業協同組合の場合は1、8）（商工会・商工会議所およびNPO法人の場合は1、7）の書類の複写（1部）

※提出方法は「11. 申請書類の提出受付」の「(2) 応募の流れ」を参照。

※提出書類は審査結果に関わらず返却しませんのでご了承ください。

※用紙は原則A4サイズであること。また、資料の追加をお願いすることがある。

8. 審査・採択について（審査会は平成30年7月頃の予定）

- (1) 提出した申請書は審査会において審査を行う。
- (2) 提出案件は、次の項目を中心に審査を行い、支援の必要性を総合的に勘案して採否を決定する。
 - ①海外における権利取得可能性
 - ②助成を希望する出願に関し、外国で権利が成立した場合等に、当該権利を活用した事業展開を計画しているか
 - ③助成を希望する商標登録出願に関し、外国における冒認出願対策の意思を有しているか
 - ④産業財産権に係る外国出願に必要な資金能力及び資金計画を有しているか
 - ⑤先行技術調査等の結果からみて外国での権利取得の可能性が明らかに否定されないと判断される出願であるか
 - ⑥その他の評価点（独創的な技術であるか、新たな海外の事業展開に貢献するものであるか 等）

9. 留意事項

- (1) 採否の認定結果は、後日申請者に対して書面で通知する。
- (2) 助成決定日以降の発注・行為等に基づく費用に限る（助成決定日以前に発生した費用は対象とならない）。
- (3) 平成30年度に国、他の地方公共団体、又はそれらの外郭団体等の助成金または委託事業を受けることが決定した案件は採択されないことがある。
- (4) 助成を受けた場合、企業の名称・所在地及び助成を受けた出願種類が公表されますことをご了承ください。
- (5) 助成事業完了後も5年間にわたり関係書類を保管し、特許庁からの各種調査に対応していただくとともに、助成事業の成果のPRについて協力をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。

10. 申請書類(事業計画書)の配布

申請書類等については、公益財団法人大阪産業振興機構（以下、「当財団」）ホームページをご確認ください。

<http://www.mydome.jp/topics/detail/800>

11. 申請書類の提出受付

- (1) 受付期間 平成30年5月17日（木）～6月6日（水）（土日を除く、9時30分～17時）【厳守】

(2) 応募の流れ

①エントリー及び申請書等の電子データの提出

下記ホームページからエントリーの上、当財団が別途指定するEメールアドレス宛に、本要項「7. 申請に必要な書類」の「(1) 必要書類」に記載の書類を1部（本要項「7. 申請に必要な書類」の「(2) 必要部数」の(A)に該当する書類）を電子データで提出。

エントリー：http://www.m-osaka.com/jp/contact/contact_us/?category=chitekizaisan

エントリーの際は、申請企業名、担当者名、電話番号、E-mailのほか、外国出願支援事業のエントリーである旨、および申請企業の郵便番号と所在地、出願種類（特許、実用新案、意匠、商標、冒認対策商標）と申請件数を入力すること。

※エントリーだけでは申請完了ではありません。必ず、公募期間内に当財団が指定するEメールアドレス

ス宛てに申請書等を提出すること。

エントリー後、当財団より別途Eメールアドレスを通知。公募期間内に、申請書等をEメールアドレス宛てに提出（平成30年6月6日（水）17：00提出期限）

②当財団による申請書等の確認

当財団が、ご提出いただいた申請書等の記載事項を確認。申請書の記載事項に不備が無いことを確認した後、当財団より申請書等の原本の持ち込み日（以下、「書類提出日」）を連絡。

※申請書に記載不備がある場合、当財団より修正を依頼。

③申請書等の原本の持ち込みによる提出

当財団から申請書に記載不備等が無い旨の連絡を受けた後、当財団が個別に指定した書類提出日までに、本要綱項「7. 申請に必要な書類」の「(2) 必要部数」に記載の(A)～(E)の書類（正1部、副5部）を持ち込みにて提出（FAX、郵送不可）。

※書類提出日の期限：当財団が個別に指定した書類提出日の17：00

(3) 申請書等の原本の提出場所（持ち込みのみ）

公益財団法人大阪産業振興機構 取引支援課

東大阪市荒本北1-4-1 クリエイション・コア東大阪南館1階

12. 助成申請・問い合わせ先

公益財団法人大阪産業振興機構 取引支援課

電話：06-6748-1144 FAX：06-6745-2362

本事業についてのご案内は、次の機関でも行っている。

大阪府商工労働部中小企業支援室ものづくり支援課技術支援グループ

電話 06-6748-1052 FAX 06-6748-1062

13. ジェトロ（独立行政法人日本貿易振興機構）における受付について

ジェトロでも同様の事業を行っているため、公募期間等の詳しい内容は下記にお問い合わせください。

ジェトロ担当窓口

独立行政法人日本貿易振興機構 知的財産課 外国出願デスク

電話 03-3582-5642